

若者交際応援事業 Q&A

令和7年6月1日更新

	Q	A
1	申請や助成金の受取に市役所に行く必要がありますか。	窓口でも申請できますが、オンラインからも24時間申請できます。助成金の商品券は交付決定通知書と一緒に送付しますので、申請から交付まで市役所へ行かなくても利用できます。
2	申請者は一方ですか、交際している双方ですか？	交際相手と双方を申請者として取り扱います。双方ともに1度限りの交付となります。
3	昨年度若者交流促進事業に参加しましたが、若者交際応援事業の対象者になりますか？	対象者は本事業の申請年度に開催した事業の参加者に限ります。令和6年度よりカップルで参加できるイベントも実施していますので、ぜひご参加ください。
4	過去にあきた結婚支援センターに入会していましたが、若者交際応援事業の対象者になりますか？	対象者は本事業の申請年度にあきた結婚支援センターに入会している(していた)方に限ります。
5	カップルの一方が若者交流促進事業の参加者ですが、若者交際応援事業の対象者になりますか。	カップルの双方が若者交流促進事業の参加者でなければ対象になりません。若者交流促進事業では令和6年度からカップルで参加できるイベントも開催しておりますので、ぜひご参加ください。
6	カップルの一方が若者出会い応援事業の利用者であれば、もう一方は市外や県外の方でも助成の対象になりますか。	助成の対象となります。ただし、2人で一緒にデートしている経費を対象としますので、会いに行くまで一方のみが移動した交通費などは対象になりません。
7	対象経費は複数回のデートの費用を合算できますか。	合算できます。その際は、双方がデートで対象経費を使用していることが確認できる写真を複数枚提出してください。
8	利用日が令和8年2月28日から3月1日にまたがる経費の場合対象になりますか。	2月28日までにかけた経費が対象となります。期間内の経費かどうかあいまいな場合は、市役所経営企画課へご相談ください。
9	デートでレストランを利用した場合や、バラや指輪をプレゼントした場合は対象になりますか。	飲食代のみ、物品の購入費用のみの場合は対象外です。
10	宿泊料をポイントで支払いしました。対象経費として申請できますか。	ポイントを利用した分は対象外となります。料金の一部にポイントを充当した場合は、料金からポイント充当額を差し引いた額を対象経費とします。
11	旅行した場合の提出物について教えてください。	【対象経費を支払ったことを証明するもの】 領収書、レシート、クレジットカード明細など 【対象経費に該当することを証明するもの】 旅行パックの場合、利用者が2名であることがわかる、料金の内容を確認できるような予約詳細画面のスクリーンショット。鉄道の乗車券・特急券のスクリーンショット、飛行機の搭乗証明書や搭乗券を2人分撮影し提出してください。 【双方が収まっている写真】 旅行先の名所や、観光地の看板、旅館の看板の前などで2人で撮影した、2人で対象経費を使用していることが確認できる写真
12	北上線を利用して、相野々駅の往復するデートをした場合でも2千円もらえるのですか。	乗車区間に関係なく、片道千円、往復2千円を支給します。交通費として助成金の申請に含まれている場合も上乗せとして支給されます。

	Q	A
13	北上線を利用した場合に提出するものを教えてください。	有人の駅で乗車した場合は切符、無人駅で乗車した場合は乗車駅証明書（車内の発券機より発行されるもの）と車内の運賃表示器を撮影したものの画像を提出してください。